身体的拘束最小化に向けた取り組みについて

【身体的拘束最小化への取組に関する宣言】

当院は、すべての患者様の尊厳と権利を最大限に尊重し、身体的拘束を原則として行わない医療・看護を実践することを、病院全体の基本方針として宣言します。
この方針のもと、全職員が身体的拘束の最小化に継続的に取り組むことを宣言します。

1. 基本方針

当院は、身体的拘束が患者様に与える身体的・精神的苦痛を深刻に受け止め、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わないことを組織全体の原則とします。

2. 具体的な取り組み内容

(1) 身体的拘束最小化チームを設置し、定期的な病棟巡回および解除に向けた検討を行います。

(2) 拘束に使用する用具を適切に管理し、使用状況・解除検討状況を把握します。

(3) 年 2 回以上、全職員を対象とした研修を実施します。

(4) 3 ヶ月に 1 回、最小化に向けた委員会を開催します。

(5) 拘束しないケアのための代替手段の導入を推進します。

(6) 患者様・ご家族への十分な説明と意向確認を行います。

(7) 方針・取組内容・実施状況を院内掲示およびホームページで公開します。

3. 身体的拘束実施割合

身体的拘束最小化の基準に係る実施割合の計算方法

$$\text{身体拘束実施割合} = \frac{\text{直近 3 か月間の入院料算定日数のうち身体的拘束を実施した日数}}{\text{直近 3 か月間の入院料算定日数}}$$

※患者さまの安全確保のため、病状・状態により一時的に行動制限を行う場合があります。身体拘束を行う場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の 3 要件を満たした場合に限り、ご本人・ご家族へ説明し同意を得た上で実施します。

2026 年 6 月 1 日　山口労災病院　　病院長　濱野公一

看護部長　馬場葉子